

岡山県立高梁城南高等学校 いじめ防止基本方針

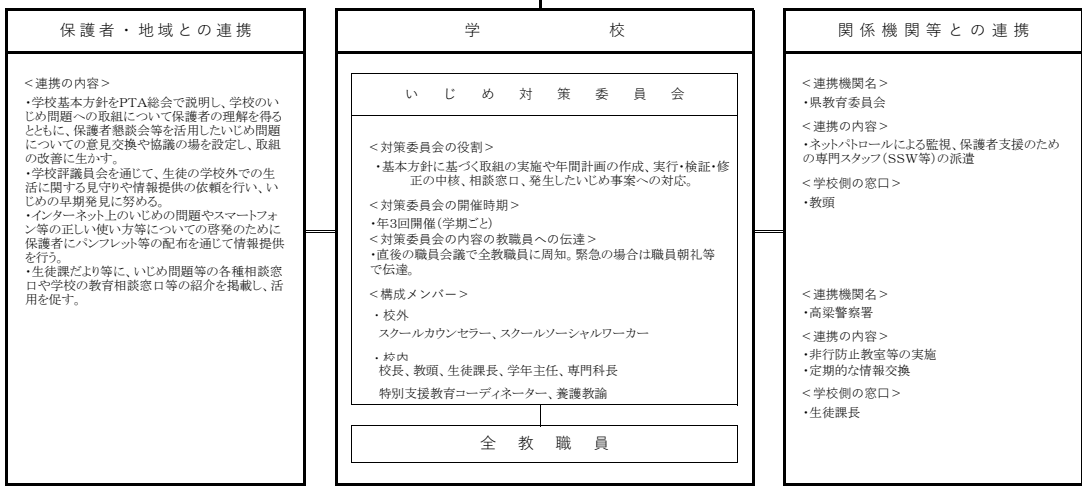
令和5年4月 策定

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知件数はここ数年1～4件で推移しており、事例のほとんどにパソコンや携帯電話等での書き込みなどインターネットを通じての生徒間トラブルが関係している。
- ・現在、生徒課を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめの定義**・・・いじめとは、**児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)**であって、**対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**をいう。
- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒課長以外にも各課・科・室、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効性のあるいじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態を基に、「ケタイ(安全教室)」などの講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動(生徒会活動等)を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のためにアンケートや面接週間を実施し、得られた情報を教育相談室や教職員間で共有する。
- ＜重点となる取組＞**
- ・**インターネットを通じていじめについての悪影響を限り、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。**
 - ・**「いじめについて考える週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。**
 - ・**生徒のインターネット利用実態を踏まえ、すべての生徒に対して情報モラルに関する授業(教科「情報」または代替科目等)を計画的に実施する。**



学校が実施する取組

①	い じ め の 防 止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える週間」において、生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業(教科「情報」または代替科目等)を計画的に実施する。
②	早 期 発 見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間」に合わせて生徒の実態把握のためのアンケートを実施し、また学期初めに担任との面談(面接週間)を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃さず、きめ細かく声をかけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行為があった場合、各専門科会議や学年団会議等で報告し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口を紹介するなど、家庭における、いじめへの対応に関する啓発を行う。
③	い じ め へ の 対 処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その疑義が生じた場合は、学年、学科、生徒課、教育相談、管理職へ情報共有し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。